

和解及び損害賠償の額を定めることの委任専決処分について

1 委任専決事項

警察職員による交通事故の損害賠償について和解し、その額を定めること。

2 委任専決年月日

令和6年1月16日（火）

3 損害賠償額

1,387,399円

4 交通事故の概要

(1) 発生日時

令和4年7月13日（水）午前5時00分ころ

(2) 発生場所

神戸市東灘区本庄町1丁目14番18号先

(3) 事故当事者（年齢等は当時のもの）

ア 第一当事者（警察官）

巡査長 28歳 男性

イ 第二当事者

会社員 41歳 男性

ウ 第三当事者（本件和解の相手方）

マンション管理組合

(4) 発生状況

警察官が交番単車（普通自動二輪車）を運転して国道を東進中、信号機により交通整理の行われている交差点に差し掛かり、青信号に従って転回するに際し、対向車線に対する安全確認を怠って進行したため、対向車線を青信号で西進してきた第二当事者運転の車両（普通乗用自動車）が交番単車を避けようとして路外逸脱し、第三当事者が管理するマンションの外壁等に衝突したものの。